



ユーカーリ Journal

ユーカーリ行政書士事務所 FP・特定行政書士 竹内健一

〒181-0012 三鷹市上連雀8-8-11

☎ 0422-57-7033 FAX 0422-47-6503

<http://www.yuukari.co>

目次

1. 事務機器と進歩するAI
2. 遺言のすすめ
3. 相続税申告が必要か
4. セミナーのご案内

事務機器と進歩するAI

この仕事（行政書士）をしていると、つくづくパソコンやスマートフォンなどの電子機器のありがたみがわかります。私が小学生で新聞部の部員だった頃に使ったのがガリ版です。ロウ紙と呼ばれる特殊な原紙にガリガリと鉄筆で書いていくものです。

印刷には、次に青焼き（湿気コピー）が使用されました。

それから、半世紀近くたった今。事務機器は著しく進歩しました。時代の流れでワープロが普及し、誰でも扱えるパソコンが出てきました。

機械の進歩は想像以上に進み、実際怖いと感じることがあります。表計算ソフトなどは、複雑な計算でも簡単に処理してくれるのでとても重宝しています。しかし、機械を使う状況であれば良いのですが、機械に使われることになったら一大事。

ある部分で機械が人間を超えた例としては、最近話題になった、囲碁名人にAI（人工知能）が勝ったというニュースがあります。AI 囲碁ソフトがプロ棋士に挑む電聖戦が行われ、日本と中国

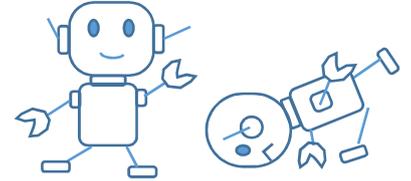
のAI 囲碁が仙台市出身の一流七段に連勝しました。電聖戦史上、初めてプロ棋士に勝ったもので、AI の著しい進化ぶりが取り上げられました。

職場でのAI の脅威

このような勢いで、人工知能が進歩しつづければ、近い将来、ロボットがほとんどの事務仕事を簡単に片づける時代がやってくるでしょう。その時、人間のする仕事は何が残るのだろうか。実は、この問題について自分なりに30年も前から考えていたことがあります。将来きっとロボットの時代がくるだろうと。将来の漠然とした危機感から、職場の後輩などに「単純な事務仕事は全部ロボットがやる時代がくるよ。人間のできる仕事は、3つ残ると思う。ひとつは、営業などのフェイス・ツー・フェイスの仕事。そして、企画などのアイデアを出す仕事、そして機械を操作する仕事。だから、何でも考えながら今の仕事をしなくてはいけないよ」と、こんなことを言って来ました。

この前参加した母校の研究発表のテーマが「AI と10年後になくなる仕事」でした。理工学部の学部長の講演の内容は、かなりショックなものでした。研究結果は、弁護士などの士業をはじめ、様々な職種において人間のする仕事は10年後には大幅に減少するというものでした。

徐々に、人間の仕事の範囲が狭まっていくとか、質が変わっ



ていくとか、とにかく内容が変わっていくということには同感するが、しかし、まだまだ自分としては、10年後にも、人が行う仕事は沢山残っていると思うのです。それは、機械にはない人間性の問題です。

AIに職を追われるときに、大事になるのはやはり人間性となります。人間固有の感性や思いやりが、人間の今までの歴史と文化を築いて来ました

人間がする仕事

今まで漠然と考えていたことが、はっきりと整理できたような気がします。AIには発想力がないので、やはり、これから人間がする仕事は、知性・感性を活かした「企画などの創造する仕事」、思いやりのある「人と接する仕事」、人のためになる「プログラムやハードを作成する仕事」が主な内容なるでしょう。

私たちは、AIが普及する時代に突入することになりますが、なにも不必要に恐れることはありません。うまくAIと付き合い共存して、人間が本来持っている感性を十分活かした仕事や生活をするように心がけることによって、新しい道を切り拓いていけばいいのです。

今からでも、そういったトレーニングをしていきましょう。



遺言のすすめ

1 遺言とはなにか

法律上の遺言は故人の財産の処分について思いを実現するための仕組みです。民法は、その思いの実現を保証しています。但し、その重大さから法律上さまざまな規定が設けられています。

2 法律上の制約

遺言は、一定の形式によらなければ無効となってしまいます。遺言には大きく分けて3つの方法があります。

① 自筆証書遺言

この遺言は、遺言者が・全文・日付・氏名をすべて自書し、押印して作成する方法です。

② 公正証書遺言

この方式は、公正証書として作成し、公証役場に保管してもらうことになります。改ざんや偽造、紛失の恐れはまずありません。

③ 秘密証書遺言

この方式は、遺言の内容をワープロ等で作成したものに署名押印して公証役場で確認してもらえば完成です。

※なお、自筆と秘密証書遺言では家庭裁判所の検認が必要です。

2 一番確実な公正証書遺言

公正証書遺言は、通常3部作成されます。1部は公証役場に保管され(原本)2部は正本・謄本として遺言者に渡されます。正本や謄本が紛失した場合には、原本が役場にありますが再交付してもらえ

ます。また、自筆と秘密と違い、家庭裁判所の検認は必要なく、すぐに相続手続きを開始できます。これらの利点が多いことから、遺言書では、公正証書遺言が一番多くなっています。

3 公正証書遺言の作成の仕方

まず、遺言の内容を考えるうえで、遺言に書いて効力があるものを確認します。相続分、相続人以外の者への遺贈、認知など、12項目に限定されます。

法律上の効力はありませんが、付言(ふげん)を書くことで、遺言者の家族への思いなどを伝えます。



豆知識

相続税申告が必要か？

平成27年に相続税制が改正になり、一般家庭も「相続税」の不安に直面する時代になりました。

基礎控除が5000万円から3000万円に下がり、相続人1人あたりの控除も1000万円から600万円に下がったことが大きな要因となっています。

ここでは、どのような時に「相続税の申告」が必要か、簡単に判定できる計算式を用意しましたので、試してみましょう。

1. 基礎控除の計算

- ① 配偶者がいる _____ 人
 - ② 子供がいる _____ 人
 - ③ 子供がいない場合、
父母がいる _____ 人
 - ④ 子供と父母がいない場合
兄弟がいる _____ 人
- 合計 _____ 人

○基礎控除額

$$3000 + \boxed{\text{人}} \times 600 = \boxed{\text{万円}} \text{A}$$

2. 相続財産の計算

- ① 土地・建物・株、預貯金、返金
などの財産 _____ 万円
 - ② 生命保険(相続人数×500万円除く) _____ 万円
 - ③ 相続開始前3年以内に受けた贈与額 _____ 万円
 - ④ 借入金や葬儀費用
(差し引きます) ▲ _____ 万円
- ①～④の合計 _____ 万円B

※ A (基礎控除) < B (相続財産) であれば、申告が必要です。

お知らせ

セミナー(無料)のご案内

開催日 平成29年5月13日(土)
午後1時30分より
(三鷹産業プラザ 地下1階)
テーマ 相続と遺言について
講師 FP・行政書士 竹内健一
ご予約は、0422-57-7033
「暮らしの相談室」竹内まで

無料相談会のご案内

開催日 5月10日 17日 24日
午後1時～3時
※その他の日時はご相談ください
場所 三鷹産業プラザ2階
まちづくり三鷹相談コーナー
受付内容
相続・遺言、会社設立、許認可他
ご予約は、0422-57-7033へ
(初回相談無料)



セミナー風景

ユーカリ行政書士事務所
FP・特定行政書士 竹内健一
東京都三鷹市上連雀8-8-11
◆相談室(サブオフィス)
東京都三鷹市下連雀3-38-4
三鷹産業プラザB1F
☎0422-57-7033